

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月14日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	島根県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/mynumber/

執行機関名 島根県知事

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第3の項 私立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金給付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができるることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 知事は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、教育の機会の均等を図り、授業料以外の教育費負担を軽減するため、生活に困窮している世帯に対し、島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金(以下「給付金」という。)を予算の範囲内において給付するものとし、その給付に関しては、この要綱に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金給付要綱